



マンションみらいネット

インフォメーション NO.41

マンションの修繕履歴は維持管理に必要不可欠な情報です！

- ①マンションの共用部分の劣化状況などを調査・診断するときには、予備調査段階において、目視確認での把握のほか、修繕履歴の記録を調査する必要があります。
- ②国土交通省が示す「マンション標準管理規約」（第32条第六号）には、「修繕等の履歴情報の整理及び管理等」が、管理組合が行うべき業務に位置付けられています。
- ③修繕履歴を確実に整理・蓄積し、必要な時にいつでも取り出せるようにしておくことが、今後の修繕等を適切に実施していくためには必要不可欠です。

竣工時の図書（図面など）は修繕工事や設備更新に必要不可欠です！

- ①大規模修繕工事や設備更新の実施に際して、竣工時に宅地建物取引業者から交付される竣工図書（図面、仕様書、構造計算書等）がないと適切な修繕工事や設備更新などの実施に支障があります。
- ②国土交通省が示す「マンション標準管理規約」（第32条第五号）には、「適正化法第103条に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理」が、管理組合が行うべき業務に位置付けられています。
- ③竣工図書を適切に保管し、紙の劣化や紛失がないようにし、必要な時にいつでも使える状態にしておくことは、管理組合にとって重要な業務です。

マンションみらいネットにご登録しご活用いただければ、①修繕履歴などのマンション情報、②竣工図面等の図書、③管理組合の保有文書（議事録・議案書等）等の図書をそれぞれ電子化することにより、確実な情報の蓄積と組合員の情報の共有化を図ることなどが可能となります。

この他、電子掲示板等の機能や当センターの情報誌（マンション管理センター通信）の無料購読等様々な特典もあります。

★初年度登録料無料キャンペーン中!!

★この機会に
是非ご加入を!!

☆マンションみらいネットの無料訪問説明を実施しています。

詳しくはホームページをご覧ください。

お問合せ先 (財) マンション管理センター企画部 Tel 03-3222-1518